

第 3 次空家等対策計画の策定について

令和 8 年度末に、第 2 次空家等対策計画の計画期間が終了となるため、次のとおり第 3 次空家等対策計画を策定する。

1 計画の概要

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市民の生命、身体、財産を保護し、生活環境を保全するため、本市における空家等の適正な管理と利活用の促進などの取組を総合的・計画的に進めるものである。

2 策定内容

令和 7 年度空き家実態調査結果及び第 3 次糸魚川市総合計画の反映

3 計画期間

令和 9 年度から令和 13 年度まで（5 年間）

4 計画の主な項目

- ・計画の趣旨
- ・空家等の現状と課題
- ・基本的な方針
- ・空家等対策を進めるための施策
- ・対策の実施体制

5 スケジュール

日 程	項 目
令和 8 年 7 月下旬	第 1 回庁内委員会
8 月中旬	第 1 回空き家対策協議会
8 月中旬～下旬	空き家対策の課題と施策に関する意見のとりまとめ、素案作成
9 月上旬	第 2 回庁内委員会
10 月上旬	第 2 回空き家対策協議会
10 月下旬	第 3 回庁内委員会
12 月	市議会定例会にて素案を提出
令和 9 年 1 月	パブリックコメント実施
2 月	第 3 回空き家対策協議会
3 月	市議会定例会に報告